

判決年月日	平成 2 4 年 6 月 1 3 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10228号		
○ 音声情報から音声認識装置によって認識された認識テキスト情報の誤ったワードを訂正する訂正装置において、音声再生中にちょうど再生されているワードに対応する認識テキスト情報のワードに表示される「音声カーソル」と、認識テキスト情報の誤ったワードに配置及び表示される「テキストカーソル」の、位置合わせをする「カーソル連動手段」を設けることを特徴とする発明の進歩性を判断するにあたり、審決が、「音声カーソル」と「テキストカーソル」が別個のものとして表示されない引用発明について、「音声カーソルと同じ位置で連動するテキストカーソル、あるいはテキストカーソルと同じ位置で連動する音声カーソルを有して」と認定し、この認定に基づいて本願発明を容易想到と判断したことは、誤りである。			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

原告は、発明の名称を「編集集中における音声カーソルとテキストカーソルの位置合わせ」とする発明について拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、本願発明は引用刊行物に記載された発明に基づいて容易想到であるとして、不成立審決をした。本件は原告が、本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

引用発明 1 では、音響的に再生されている言語が表示装置上に強調表示され、この強調表示された言語に、音声認識の検出誤りを発見した場合に、操作者がこの強調表示された言語を訂正できるのであって、引用刊行物 1 の記載からは、引用発明 1 において、音響的に再生されている言語の強調表示とは別に、表示画面上の検出誤りがある言語にカーソルが配置及び表示され、この言語を操作者が訂正できるとは認められない。

審決の相違点の判断における、「引用刊行物 1 のワードを強調するカーソル（音声カーソル）は、誤ったワードを編集するための、本願発明の『テキストカーソル』にも相当し、引用発明 1 のテキスト編集手段は、表示手段に表示される認識テキスト情報の誤ったワードにテキストカーソルを配置及び表示しているということができ、引用発明 1 の訂正装置は、音声カーソルと同じ位置で連動するテキストカーソル、あるいはテキストカーソルと同じ位置で連動する音声カーソルを有して」との認定には、誤りがある。

引用刊行物 2 の技術及び引用発明 2 は、いずれも、単一のカーソルを備えるものであるから、テキストの編集に際してテキストカーソルを表示することが本件優先日における周知技術であるとしても、音響的に再生されている言語の強調表示とは別に、表示画面上の検出誤りがある言語にカーソルが配置及び表示されない引用発明 1 と、単一のカーソルを備え、このカーソルの機能を、本願発明における「音声カーソル」としての機能と「テキ

ストカーソル」としての機能とに選択的に切り替える，引用刊行物２の技術及び引用発明２とからは，「表示手段に表示される前記認識テキスト情報の誤ったワードにテキストカーソルを配置及び表示し，ユーザにより入力された編集情報に従って前記誤ったワードを編集する」ようにし，「前記テキストカーソルと前記音声カーソルとを同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置に配置するため，前記表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに，あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させる」本願発明の構成とすることを，当業者が容易に想到し得たとは認められない。